

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官の評価書の開示請求の件数を年度別・下級裁判所別に取りまとめた文書（制度開始当初からの分）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年1月30日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。

また、念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、裁判官の評価書の開示について定めた最高裁判所規則は平成16年4月1日に施行され、制度開始から20年以上が経過しているため、過去において、本件開示申出文書が作成又は取得されなかったのか、あるいは作成又は取得した後廃棄されたのかが判然としなかったことから、存在しないとの理由で不開示とした。

(3) よって、原判断は相当である。